

## 山形県における公共建築工事積算方法の取扱い

山形県県土整備部及び総合支庁建設部が発注する営繕工事において、予定価格のもととなる工事費内訳書に計上すべき工事費は、国土交通省大臣官房官庁営繕部が定める以下の基準により算定する。なお、この場合の読み替え事項及び留意事項を1、2のとおり定める。

- (1) 公共建築工事積算基準〔最新版〕
- (2) 公共建築工事共通費積算基準〔最新版〕
- (3) 公共建築工事標準単価積算基準〔最新版〕
- (4) 公共建築数量積算基準〔最新版〕
- (5) 公共建築設備数量積算基準〔最新版〕
- (6) 公共建築工事積算基準等資料（以下「資料」という。）〔最新版〕

### 1 読み替え事項

#### (1) 数値の取扱い（資料第2編1）

設計変更における工事価格について、「原則として工事価格の有効桁が上位4桁、一千万円未満の場合は一万円単位になるように」とあるのは「原則として工事価格の有効桁が千円単位となるように」と読み替える。

#### (2) 共通費算定に関する数値の取扱い（資料第3編第1章1（3））

一般管理費等において、「原則として工事価格の有効桁が上位4桁、一千万円未満の場合は一万円単位になるように」とあるのは「原則として工事価格の有効桁が一万円単位となるように」と読み替える。

#### (3) 契約保証費率（資料第3編第4章1表3-2）

表中「予算決算及び会計令第100条の2第1項第1号」とあるのは「山形県財務規則第130条第2項」と読み替える。

### 2 留意事項

#### (1) 新たな追加の工事等の取扱い（資料第2編2）

新たな追加の工事は、資料第2編2（1）イ．に定めるもののほか、施設主管課の要望により追加される新たな種類工事とする。公共料金等は、資料第2編2（1）ロ．に定めるもののほか、電力負担金をはじめ、これらに類するものとする。

#### (2) 有価物処分料（売却益）の取扱い（資料第4編第2章第2節第2項1）

建設発生材の中に有価物がある場合は、直接工事費に処分料（売却益）を適切に積算するものとし、これに対する共通費は算定しない。

#### (3) とりこわし工事等を単独で発注する工事の設計変更における共通費の算定

専門工事業者等の見積りを基に共通費を算定して発注した工事において、設計変更をする場合、設計変更の共通仮設費は、受注者見積りによるほか、変更後の直接工事費に、当初工事費の直接工事費に対する共通仮設費の割合を乗じて算出することができるものとする。この場合の現場管理費及び一般管理費の算定にあつては、共通仮設費の算定方法と同様とし、「共通仮設費」を「現場管理費」及び「一般管理費等」に、「直接工事費」を「純工事費」及び「工事原価」にそれぞれ読み替える。